

氏 名	古 松 崇 志
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 533 号
学位授与の日付	平 成 20 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	一〇～一四世紀ユーラシア東方の国家と社会

論文調査委員 (主査) 教授 杉 山 正 明 教授 吉 本 道 雅 准教授 中 砂 明 徳

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は10世紀から14世紀にかけてのユーラシア東方における契丹（遼）、五代～北宋、金（女真）、南宋、モンゴル（元）といった諸国家の統治のしくみを政治・制度・文化・社会などの諸側面から多面的に考察する試みとして、多国共存の国際秩序、宗教（仏教）、財政、歴史編纂といったいくつかのトピックをとりあげて論じたものである。

I 部では、複数の政権に分裂した時代である10～13世紀のユーラシア東方の歴史の基本構図を考察するべく、11世紀初頭に締結された澶淵の盟によってもたらされた契丹・宋の二大政権を中心として平和を維持する秩序体制について論ずる。

第一章「澶淵体制における契丹・宋間の国境」は、この契丹・宋間の盟約による平和共存の仕組みを「澶淵体制」として提示し、そのうち両国間でやりとりされた外交文書の問題についてとくに掘り下げた。そのうえで、この体制下における両国間国境についての諸問題を主題として論じた。両国国境は太行山脈を境に東部は平原、西部は山岳地帯と地理条件を異にしたが、すべての国境ははっきりと定まっているものと考えられていた。1070年代の西部国境の画定交渉を経て、山間部も含めてほとんどすべての国境が界壕と標識という目に見えるかたちの国境線によって区切られた。和平維持のために国境は管理され、人の越境移動は建前上厳しく制限されていたが、実際には、定期的な国信使の使節団や公定交易場で交易する商人、契丹・宋双方に納税を行う両属戸などが公的に越境を認められ、それ以外にも密貿易に従事する商人をはじめとして数多くの国法を犯す越境者がいた。以上の検討を通じ、通説においてヨーロッパの主権国家登場以後に現れるとされてきた、それぞれの国家の統治のおよぶ領域が国境線によって明確に分割されるのと似通った現象が、11世紀のユーラシア東方でもみられたことが明らかとなった。

つぎにII部では、宗教と国家の具体的な題材として、従来あまり研究が進んでいない契丹仏教史についてのいくつかの問題を考古・石刻資料を用いて明らかにした。

第二章「考古・石刻資料からみた契丹（遼）の仏教」は、契丹仏教史の研究史整理と研究の視角を提示したうえで、いくつか重要と考えられる考古・石刻資料をとりあげて、契丹仏教史を主に契丹国家の政治史の側面から位置づけようとする初歩的な試みである。

第三章・第四章は、第二章でとりあげた資料をより深く掘り下げた論考である。第三章「慶州白塔建立の謎をさぐる——一世紀契丹皇太后が奉納した仏教文物——」は、近年の新たな考古発見を利用した論考である。大興安嶺南麓にある契丹皇帝の陵墓慶陵を祀り守るために造られた奉陵邑慶州には、創建以来千年以上の時を超えて白塔（「釈迦仏舎利塔」）とよばれる塔がそびえ立ちつづけているが、近年行われた解体修理のさいに、塔刹から11世紀半ばに章聖皇太后によって奉納された数多くの文物が発見された。これらの文物は、日本の正倉院に比肩しうような契丹帝室の財宝を今に伝え、当時の政権中枢における仏教信仰の様態を知りうるきわめて貴重な発見であったが、そのうちの碑刻、陀羅尼経板、小塔、經典などの分析を通じて、皇太后が亡き夫である先帝（聖宗皇帝耶律文殊奴）を追善供養するために建立したという塔建立の目的を初めて明らかにした。

第四章「法均と燕京馬鞍山戒壇—契丹（遼）における大乘菩薩戒の流行—」は、北京郊外の寺院に残る碑刻を用いて、僧俗問わずあらゆる衆生が受けることのできる大乘菩薩戒を数多くの人びとに授けた法均という高僧の事跡とその時代背景を論ずる。法均の菩薩戒が絶大な支持を受けた背景には、皇帝以下の契丹支配者層のあいだで菩薩戒が広範に流行していたことがあった。遊牧民の習慣にもとづき季節移動を繰り返す契丹皇帝は、高僧をしばしばその宿営地に招聘して、戒壇を設けさせて、政権中枢の支配者集団およびその周辺の人びとが数多く菩薩戒を受戒した。また、契丹皇帝（道宗）自身も授戒のさいに用いる戒本をみずから撰し、国策として菩薩戒の普及につとめていた。くわえて、法均の菩薩戒壇には国境を越えて宋や西夏から参詣するものが数多くいたことを明記する碑刻史料が複数存在し、従来知られていなかった澶淵体制下における国境を越える人・モノ・情報の往来という交流の実態も明らかにした。

Ⅲ部では、財政運営の研究を通じて国家の統治のしくみについて考察した。第五章「宋代の役法と地方行政経費—財政運営の一研究—」は、宋代の地方行政コストの調達と管理の方法の変遷を跡づけて、宋代国家支配における中央と地方の関係について論ずる。両税法という税制を敷いていた宋代には、もともと合法化された地方財政は存在せず、地方における行政コストは明確な財源をもたず、臨時徴収によってまかなわれていたが、地方行政経費を予算化して中央政府の統制のもとに置き、新たに法定化された財源をもとに支出するという、画期的な行政改革を行ったのが11世紀後半の王安石による募役法の実施であった。だが、新たに創出された財源も次第に中央政府に吸い上げられる趨勢にあり、地方のコストは臨時徴収によってまかなわれつづけ、地方行政経費の貧困という構造的問題は解決できなかった。

第六章「元代河東塩池神廟碑研究序説」は、やはり石刻資料を利用した論考である。山西省南西部の塩池は、華北内陸の塩の一大生産地として歴史上きわめて重要な場所であるが、この塩池における塩の生産を守護する神々を祀る塩池神廟に現存する元代の碑刻のうちごく一部を、モンゴル政権下において塩池の果たした政治・経済面の機能や、クビライ即位後の政権におけるムスリム財務官僚の活躍の実態を明らかにしうる史料として紹介し、初歩的な検討をおこなった。

つづくⅣ部は10世紀から13世紀のユーラシア東方の歴史を知るための基本史料である正史（『遼史』『金史』『宋史』）の文献研究である。第七章「女真開国伝説の形成—『金史』世紀の研究—」は今後進めるべき正史の文献研究の一例で、『金史』の劈頭を飾る世紀にみえる、金国の開祖完顔阿骨打登場以前の女真勃興を描いた開国伝説を祖上にのせ、記憶と口承によって伝えられてきた伝説が、阿骨打率いる女真国家の建設とその拡大にともない、渤海も含めた大きな女真集団を糾合するために形成され、文字記録のかたちにとめられていった過程を解明した。

第八章「脩端「辯遼宋金正統」をめぐる—元代における『遼史』『金史』『宋史』三史編纂の過程—」は「辯遼宋金正統」という文章の訳注を作成して詳細に紹介し、元代における三史編纂の過程を論じたものである。「辯遼宋金正統」とは、モンゴル・ウルスが金を滅ぼしたのちの混乱期に、華北の人びとの避難先となった東平の地において歴史編纂方針をめぐる口頭で行われたとされる議論であり、クビライ政権の成立後、旧金国の流れを汲む漢人文人官僚によって翰林国史院での正史編纂の方針を定めるための原則論としてとりあげられ、蘇天爵が編んだ『国朝文類』にも収められた事実より、元末に編纂事業が行われるまで、政権内の正史編纂方針を下支えする理論支柱でありつづけたことが判明する。この文章の内容とその流伝の経緯を詳細に検討した結果、江南出身者を中心に正統論をめぐる異論があったものの、モンゴル政権内においては遼・金・宋それぞれに正史を立てるという方針で一貫していたことが明らかとなった。

最後に、附論として、第九章「東モンゴリア契丹遺跡調査の歴史—一九四五年満洲国解体まで—」を収録した。この論考は、一九四五年の満洲国崩壊に至るまでのモンゴリア東部（現在の内蒙古東部）の契丹本地における考古学調査の学術史を、鳥居龍蔵や田村實造、島田正郎、小山富士夫ら日本人の成果を中心として詳細にたどったものである。満洲事変、満洲国建国などの日本の大陸進出を契機として本格化し、多くの成果を挙げたこれら日本人研究者たちによる調査・研究の成果の見直しは、今後の契丹史研究の発展のために必要不可欠の作業である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、10世紀から14世紀にかけて、ユーラシア東方に興亡した契丹（遼）、五代・北宋、金（女真）、南宋、モンゴル（元）といった諸国家について、政治・行政・社会・文化などの側面から多角的に考察し、ひとつの大きな時代史とその諸相をとらえんとしたものである。4部9章からなる内容は、きわめて多岐にわたり、意欲的な試みといっているものだろう。

I部では、11世紀初頭に締結された史上名高い澶淵の盟をとりあげ、契丹・北宋の百年以上にわたる平和共存システムのあり方について、両国間でかわされた外交文書の分析をふまえて、国境線の実態や越境移動する人びとの姿などを幅広く描出する。契丹・北宋の共存を主軸に、西夏（タングト）・ウィグル・ティベットなどの複数国家が織りなす国際秩序については、従来から内外で幾つかのアプローチが重ねられてきたが、そのなかでも手ごたえのある論究のひとつといえる。近代ヨーロッパ以前、とりわけユーラシア東方域における条約にもとづく国際関係、およびそれにもなう国境線画定の特出した事例として、アジア史研究者のみならず、より広範な人びとにも有益な点があるだろう。

ついでII部では、宗教と国家のかかわりを示す独特の題材でありながら、従来あまり本格的に考究されることのなかった契丹仏教の展開について、石刻資料や考古・美術的な調査・報告を多用して分析する。そのさい、ひとつのポイントとなるのは、かつて京大隊が現地調査した慶州の白塔と、そこにおさめられた数々の遺物である。論者は、それらについて格別の執着心をもって総合的に検討し、当時の契丹仏教の様態と白塔建立の目的を語らしめる。また、当時の南京、現在の北京郊外にのこる碑刻にもとづく分析は、大乘菩薩戒の流行という社会・文化現象とともに、遊牧民にして熱心な仏教徒であった契丹支配層の特徴的なあり方を指摘する。

転じて、III部においては、財政と国家を扱う。まず、宋代における中央と地方の関係をとりあげ、もともと合法化された地方財政なるものは存在しなかったのだが、11世紀後半の王安石の募役法により地方行政経費の法定化という画期的な改革がなされたものの、結局のところは根本からの構造的な問題の解決はできなかったという見通しを披瀝する。傾聴に値する見解だろう。ついで、章をあらためてモンゴル時代を扱い、山西省南西部の有名な塩池の神廟に現存する碑刻をもとに、モンゴル時代の華北における塩生産とその取引、とりわけそれにかかわるムスリム財務官僚以下の多様な人間活動を分析する。もっとも、論者自身がいうように、初歩的なアプローチにとどまるが。

さらに、IV部では、10世紀から13世紀のユーラシア東方に関する基本史料である一連の正史、すなわち『遼史』『金史』『宋史』を二章にわけてとりあげる。まず、『金史』の劈頭におかれた女真勃興を描く「世紀」について、記憶と伝承によって伝説化したものが、のち文字記録のかたちにとめられてゆく過程を考察する。もとより、『金史』の「世紀」はユニークな点の際立つ記録ではあるものの、すでにそこに脈々たる「正史」としての処理がなされた側面も見逃せないのではないか。IV部として、主力をなす論述は、脗端なる人物の手になる「辯遼宋金正統」をくわしく訳注し、それをもとにモンゴル時代における三史の編纂と、そのことにかかわるさまざまな議論をとりあげた第八章である。分量としても、まことに長大な訳注と分析は、論者の誠実さを示すものではあるいっぽう、個々の議論および事柄全体の理解においては、多分に検討の余地をのこしている。なお、附篇として、戦前における契丹遺跡調査の詳細な足どりを述べる。

さて、本論文は全体として、論者の多識ぶりが際立つ。ともすれば、特定の王朝・時期・分野・テーマにとどまりがちな歴史研究のエリアにあって、ともかく広やかなアプローチは、論者の可能性を示すものにほかならない。であればこそ、あえて幾ばくかの望蜀の言を述べたい。

扱う時間としては五百年になんなし、テーマとしてもまことに多面的であるがゆえのことだろうが、率直に言って、全体としてのまとまりがうすい印象は否めない。別のいい方をすれば、「一〇～一四世紀ユーラシア東方の国家と社会」という壮大な題目に対応する論者の主張・見解・時代観・総論が見えにくい。

また、本論文のなかばを占める契丹関係の論及において、やはり契丹文字からの根本把握を一貫して廻避するのはまことに残念といわざるをえない。これに限らず、当該時代の歴大な非漢文文献を把握することは、論者にとっても実は不可欠のこととおもわれる。

さらに、本論文全体の特徴として、懇切な訳注はもとよりまことに有益である反面、時として冗舌・破綻と見えることも少なくない。ともかく、従来型の中国中心主義の歴史把握を批判するからには、相応の備えが求められよう。とはいえ、これらはいわば瑕瑾のたぐいに属す。論者の今後の成長に期待したい。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年11月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。